

太田川駅周辺地区
まちづくりニュース
2009.4

おおたかわ

Vol.
31



上:整備が進む太田川駅周辺
(H20.11撮影)
下:駅前広場及び優良建築物等整備事業
(イメージ)



元気あふれる
快適都市

平成21年4月
東海市都市建設部
中心街整備事務所

市街地再開発事業について

太田川駅周辺では、「東海市の顔」にふさわしい中心市街地の形成を図るため、土地区画整理事業、連続立体交差事業とともに、駅東西の大規模街区を共同利用し、高度な土地利用を図れるよう「市街地再開発事業」を進めています。

■ 駅東地区の計画

駅東地区では、民間の開発業者によってマンションの建設が始まり、平成22年春の完成が予定されています。

また現在、マンション北側の商業ビルも計画中で、ここには公共施設（子育て総合支援センター・市民活動センター）の導入も検討されています。

この商業ビルは、中心市街地のにぎわいを創出する先導的な役割を担うこととなり、平成22年のオープンを目指しています。



駅東地区のイメージ

■ 駅西地区の計画

現在駅西地区は、連続立体交差事業の仮線用地に使われているため、高架が完成して仮線が撤去されてからの建設となり、平成24年度以降の建築工事の着手となります。

この駅西地区に予定しているビルには、文化ホールなど“にぎわい”を創出する公共施設の導入を検討しています。また、隣接して土地を保有する、名鉄やユニーと連携を図りながら、権利者の皆様とともに検討を進めています。

太田川駅周辺は名鉄名古屋駅や中部国際空港へのアクセスの良さを背景に、各方面から今後の開発が注目されています。

その中で、この東西の再開発事業は「東海市の顔」にふさわしいシンボルとなり、中心市街地の「にぎわい」をつくりだすものと期待されています。

連続立体交差事業について

■ 進行状況

平成20年11月23日(日)の始発列車から、仮線に切替えての運行が開始されました。

これに合わせて、太田川駅仮駅舎は駅東西を結ぶ連絡通路に面する橋上駅として供用を開始し、バリアフリー対応として、エレベーター（駅西口からのみ利用可能）と多目的トイレが整備されました。



仮駅に到着する始発列車



仮駅西口のエレベーター



仮駅舎（西口）

■ 今年度の主な工事予定

仮線への切替え後の現在線撤去工事に引き続き、全区間を10工区に分けての高架本体工事を進めていきます。

平成23年の高架化完成に向け、工事が大々的に進められていきます。

■ 旧太田川駅舎の記録保存について

名鉄太田川駅の旧駅舎は、連続立体交差事業に伴い取り壊しましたが、地域の皆様に長年親しまれてきたこともあり、新しい太田川駅完成にあわせ記録保存やモニュメントなどの形で保存していきたいと考えております。

なお、詳細については、今後新駅舎の建築に併せ検討する予定です。

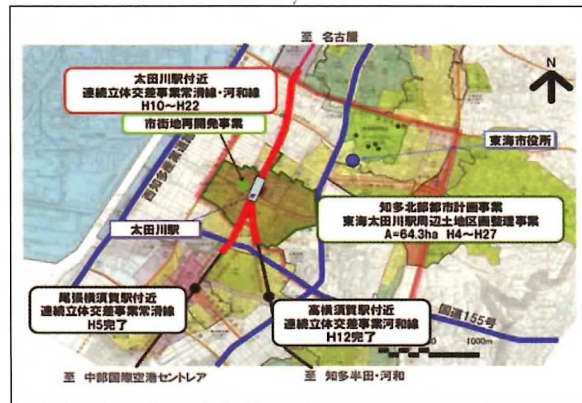
■ 工事中のお願い

工事期間中は、長期にわたり通行止め等が発生するなど、皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、早期に高架への切替えが完了できるよう工期の短縮に努めていきますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



土地区画整理事業について

土地区画整理事業と関連事業



太田川駅周辺では、平成4年度から、東海市の玄関口としてふさわしい中心市街地を整備するため、土地区画整理事業を進めています。

平成8年度に地区全域で仮換地指定を行い、現在、物件移転及び道路等の整備を進めています。平成20年度末時点の事業進行率は約66%となっており、平成27年度の事業完了を目指しています。

主な都市計画施設



設計の概要

太田川駅前線を始めとする幹線道路5路線を整備し、駅利用者の利便性の向上のため太田川駅の東西に駅前広場を整備します。

あわせて、幅員4～50mの歩行者専用道路を整備します。

また、地区内には近隣公園（約1.5ha）や街区公園（3箇所）が計画されており、早期の整備を目指しています。

☆エコまちづくり事業

地球規模による環境問題が叫ばれている中、国では「エコまちづくり事業（先導的都市環境形成促進事業）」を創設し、都市交通、緑化、エネルギー分野などの各種先導的な都市環境対策の取り組みを進めており、昨年度太田川駅周辺地区がモデル地区となりました。

○太田川駅周辺地区では、地区の中心部で計画している50m歩道や駅前広場、再開発用地等駅前空間を中心に、CO₂削減に向けた取り組みについて検討してきました。

なお、今後さらに具体的な検討を引き続き進めていきます。

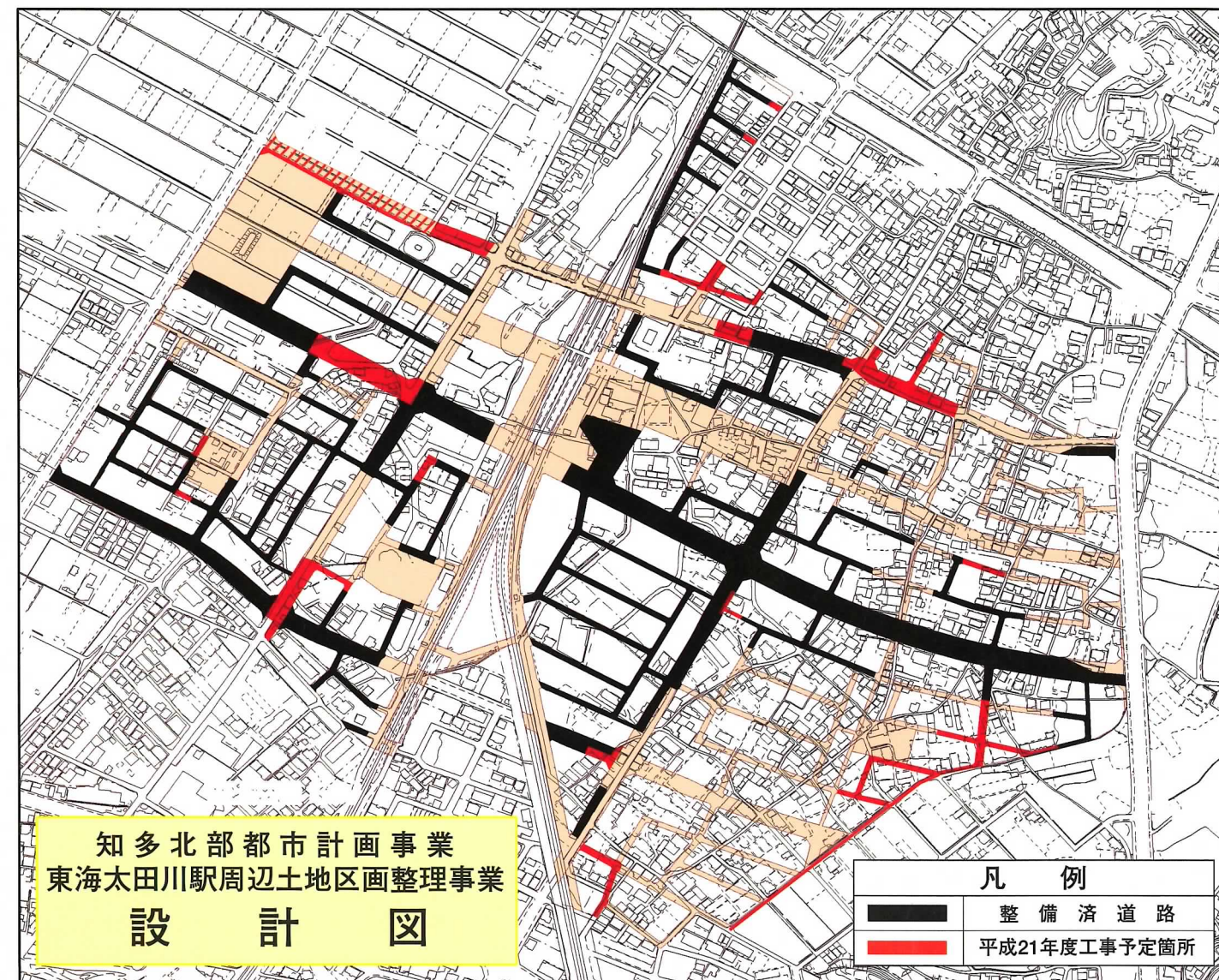
- ・太陽光発電やコージェネレーションなどの未利用エネルギー活用の検討
- ・屋上緑化、壁面緑化、ドライミストの設置、保水性舗装の採用などのヒートアイランド対策の検討（涼やかな都市空間づくりへの取り組み）
- ・エコ・モビリティ（環境にやさしい移動のあり方）の検討など

土地区画整理事業の進行状況

平成20年度は、区画道路を始め污水管・雨水管の整備、区域内の幹線道路である都市計画道路と仮駅使用に合わせて駅東側の駅前広場も一部使用できるよう整備を進めました。

平成21年度も、引き続き都市計画道路を重点的に整備するとともに、地区内各所で区画道路の整備を進めていき、約5割の計画道路が完成する予定です。

皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



50m歩道（イメージ）

太田川駅東側の50m歩道は、まちのシンボルとして、また、賑わいや交流の場、緑の空間として新駅オープンにあわせ、駅前広場とともに整備していく予定です。

建物移転について

建物移転は、皆様のご理解、ご協力により、平成20年度は44戸行い、合計415戸（進行率57.7%）が移転完了しました。

平成21年度は前年同様、鋭意、建物移転を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、建物等の移転に関する相談をお聞きます。お気軽に中心街整備事務所までお越しください。

建物等移転補償の流れ

- ①補償物件の調査……………移転補償金を計算するために建物等の調査をします
○専門コンサルタントによる立ち入り調査(間取り調査・写真撮影等)です
- ②補償金額の提示……………補償する年度に提示します
○調査年度に提示しない場合もあります
- ③契約……………契約の締結
○補償金について一部を前払いします
- ④建物等の移転完了……………移転が完了したらご連絡ください
○完了検査
- ⑤残金の支払い……………補償金額の残金を支払います

※移転対象の方は、租税特別措置法の課税特例（5,000万円の特別控除または代替特例）の適用を受けることができます。



移転先状況（川南新田地内）



移転先状況（消防団第5分団詰所）

“まちそだて”にご協力を

建物移転・事業進捗にご協力いただきありがとうございます。

道路等の整備が進むにつれ、着々と建築工事が始まっており、換地先で新しい生活をスタートされる方が増えてまいりました。

土地区画整理事業では、皆様の「安心で安全な新しい生活」を支える「都市基盤施設」の整備を行い「まちづくり」を進めてまいります。が、「美しいまち」、「人が来たくなるまち」を創るには、建物を建築される皆様の協力が必要です。

新規に建物を建築する場合は、「商店街近代化奨励交付金」を始めとした様々な支援・制度が活用できる場合がありますので事前に中心街整備事務所までお問い合わせください。

「まちそだて」へのご理解とご協力をお願いします。

太田川駅周辺地区のまちづくりについて

■ 中心市街地活性化基本計画を策定しています

現在、太田川駅周辺を東海市、さらには知多半島の玄関口にふさわしい中心市街地として活性化することを目的に「東海市中心市街地活性化基本計画」の策定をしています。

その基本計画策定のため、学識経験者、商工会議所、地元住民などから意見をいただきながら中心市街地の活性化に向けた具体的な事業などについて、検討しています。

平成21年度中に、この計画が国に認定されるよう、策定を進めています。



中心市街地活性化基本計画策定委員会

■ 地域のまちづくり活動を紹介します

● 大田まちづくりの会



大田まちづくりの会設立総会

まちづくりには、地域住民が積極的に関わるべきとの思いから「大田まちづくり研究会」を発足させ、将来の太田川駅周辺のまちづくりについて、行政との意見交換を交えながら活発に活動してきました。

こうした中、連続立体交差事業や土地区画整理事業などの進展により、まちの様子が大きく変わり始めるこの時期に、より一層の活動を展開するため、平成20年7月24日に研究会から「大田まちづくりの会」と改め、新たにスタートしました。

平成20年11月1日からは「街並みづくりルール」の運用を開始し、今後もより良いまちづくりを目指して様々な活動をしていきます。

● インターンシップ

平成18年度から東海商業高等学校3年生が「東海市が進めるまちづくり事業への参画」をテーマとした課題研究授業を中心街整備事務所で行っています。

実際に高校生がまちづくりのために何ができるのかを自分たちで考え、活動計画を立てて実践しています。

毎年、「にぎわいの創出」のためクリスマスイルミネーション等様々なイベントを実施しています。平成20年度は、星城大学生の協力を得て開催しました。

今後もまちづくりの担い手である若者たちの参加を大いに期待しています。



クリスマスイルミネーション（どんでん広場）
＜平成20年度の様子＞

事業についてのお知らせ

■ 工事にご協力を

地区内では整地や道路等の工事を行っております。このため付近の方々をはじめ通行される方にご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いします。

■ 土地・建物等への立ち入りについて

現在、市では建築物等物件調査などの業務を進めています。
この業務のため皆様の所有する土地や建物等に市職員または委託業者が立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。



■ 建築工事などをされる方は、事前にご相談ください

まちづくりを進めるためには、皆様のご理解とご協力が必要です。建築や工事が無計画・無統制に行われますと、まちづくりの障害となるばかりでなく、計画的なまちづくりをすることができません。

施行地区内で事業計画決定の日（平成4年9月24日）から換地処分の公告の日までの間に建築行為などをしようとするときは、東海市長の許可が必要です。施行地区内で建築行為などをしようとする方は、事前に中心街整備事務所までご連絡ください。

■ 所有権に移動があった場合は、届け出てください

区域内の土地について、売買、相続などにより所有権に移動があった場合は、中心街整備事務所へ届け出ていただきますようお願いします。

■ 電柱等の設置について

交通安全を考慮した快適なまちづくりを実現するため、電柱等を宅地内に設置することにご理解をいただき、電線類管理者による建柱要請にご協力をお願いします。

■ 東海市公共下水道事業 受益者負担金について

使用又は収益をすることができる仮換地については受益者負担金が賦課されます。

■ 固定資産税の仮換地課税（みなす課税）について

使用又は収益をすることができる仮換地については平成21年度から「仮換地課税」が実施されます。

■ 仮換地証明等の権利者以外の方の申請について

仮換地証明等を権利者以外の方が申請する場合は、権利者の方の委任状が必要となります。

■ 事務所案内図

中心街整備事務所
〒477-0031
東海市大田町川南新田144番地の1
TEL 0562-33-7761
FAX 0562-33-7775
E-mail chuushin@city.tokai.lg.jp
URL <http://www.city.tokai.aichi.jp>

このニュースは、皆様と市が一体となって
まちづくりをするための資料です。
大切に保存してください。

